ミニレポート課題

不完全競争を、完全競争かどうかの2分法ではなく、効率的である完全競争からの逸脱の度合いとして考えるとする。一般に市場の企業数が少ないほど供給側の不完全競争は悪化するが、同じ企業数でも産業が違えば競争の逸脱度合いは異なるはずであるから、企業数をそのまま「完全競争(効率性)からの逸脱の度合い」と見なすことはできないことに注意せよ。このように不完全競争の度合いを、効率的な完全競争からの逸脱の度合い、とした場合に、以下の4つの文章について、最も正しいと思うものを1つ選び、残り3つが誤っている理由を250字~500字で説明しなさい

誤り

- ① 完全競争であれば同じ財は地域に関わらず同じ価格であるはずであるから、その財について競争的市場が成立していると考えられる国があるならば、それらの国と自国の間の市場価格を比較検討することによって、自国の不完全競争の度合いを調べることができる。
- ② 限界費用と市場価格が一致しないことが不完全競争における非効率性の原因であるから、機会費用も含めた企業の費用構造について信頼性の高い推計ができれば、推定された限界費用と実際の市場価格の差によって不完全競争の度合いを調べることができる。
- ③ 供給側の不完全競争は定義としては企業に市場の利益が集中する現象であるから、消費者余剰と生産者余剰について信頼できる推定が可能であれば、総余剰に占める生産者余剰の割合を調べることによって、不完全競争の度合いを調べることができる。
- ④ 供給側の不完全競争によって非効率が発生している場合、その財の生産に対して企業に課税すれば、課税後の生産者価格の低下によって企業の限界費用が低下するため、企業の増産を促せる。この意味で、少なくともこの産業内の非効率性を低減する政策としては、課税は有効である。課税による生産者価格の低下?

解答提出締切·提出方法

10/25 締め切り。Moodle から提出。

10/18 ピアインストラクション

- 10/18 月曜 2 限にグループワークの組のアイスブレイクを兼ねて、ミニレポートの相談 会を実施します。
- 事前に自分なりの答えを考え、組の中の他のメンバーに相談したいことをまとめておいてください。